

件 名 (仮称)中野町竹林明示台帳図整備業務

	質 疑 事 項	回 答
1	登記業務とありますが、参加要件には測量士なので登記手続きはできませんが、規格に記載されています図面作成・調書作成など図面・書類作成と考えて宜しいのでしょうか。また、最終の登記手続きは別途土地家屋調査士様か監督職員様にて登記されるのでしょうか。	図面作成・調書作成は、図面・書類作成として問題ありません。土地の表示に関する登記は、土地家屋調査士による作業として本業務に含んでおります。また、権利登記手続きは、富田林市による嘱託登記を予定しております。
2	登記業務の数量が一式計上になっていますので、内訳を教えてくださいませんか。	地籍の変更・更正、合筆、地目変更などの登記に必要な調査、申請手続き、書類作成等の業務となっております。
3	実施設計とありますが、参加要件には測量士なので設計検討は出来ないとありますがどの程度お考えでしょうか。	実施設計におきましては、市街地に残る自然環境を生かした公園として利用できるように、安全性、機能性、維持管理性といった視点で検討を行うことを想定しています。
4	実施設計の数量5,553㎡が一式計上になっていますので、内訳を教えてくださいませんか。	与条件の確認及び調査、実施設計の検討、実施設計図の作成、数量計算、報告書の作成、照査、打合せ、となっております。
5	地積更生登記に必要な地積測量図作成とありますが、この現場は世界測地基準点が近隣にあるので、それを使用して4級基準点測量を行わなければ法務局は受け付けてもらえないと思います。4級基準点測量にかかる追加費用は変更契約の対象になりますか。	世界測地系による、法務局への申請が必要ということであれば、変更契約の対象となります。
6		